山梨県保険者協議会設置運営規程

制 定 平成28年4月1日 改 正 平成31年3月14日 改 正 令和3年4月1日

(目 的)

第1条 山梨県保険者協議会(以下「協議会」という。)は、山梨県内の保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第2項に規定する保険者及び都道府県後期高齢者医療広域連合をいう。以下同じ。)の加入者に係る健康づくりの推進に当たり、保険者間の問題意識の共有や、それに基づく取組の推進等を図るとともに、山梨県医療費適正化計画の策定又は変更に当たっての意見提出等、及び同計画の実施についての山梨県への協力、並びに山梨県地域保健医療計画の策定又は変更に当たっての意見提出等を行うことを目的とする。

(事業)

- 第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行うものとする。
 - (1) 特定健康診査等の実施、高齢者医療制度の運営等に関する保険者その他の関係者間の連絡調整
 - (2) 保険者に対する必要な助言又は援助
 - (3) 医療に要する費用等に関する情報についての調査及び分析
 - (4) 医療費適正化計画の策定及び変更に関し、協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出
 - (5) 医療費適正化計画の実施についての山梨県への協力
 - (6) 地域保健医療計画の策定及び変更に関し、協議会において行った調査及び分析の結果等に基づく意見提出
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な事項に関すること

(構 成)

- 第3条 協議会は、次の各号に掲げる各団体から推薦された委員をもって構成する。
 - (1) 県担当部局を代表する者 1名 1名 (2) 全国健康保険協会県支部を代表する者 (3) 健康保険組合を代表する者 1名 (4) 国民健康保険を代表する者 3名 (5) 共済組合を代表する者 1名 (6) 後期高齢者医療広域連合を代表する者 1名 (7) 医師会を代表する者 1名 (8) 歯科医師会を代表する者 1名 (9) 薬剤師会を代表する者 1名
- 2 協議会は、看護協会及び栄養士会、企業及び大学等の関係者並びに学識経験者の参画及び 助言を求めることができる。

(任期)

- 第4条 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の運営)

- 第5条 協議会に会長1名、副会長1名、監事2名を置くこととし、委員の互選により選任する。 ただし、必要があるときは、委員以外の者から選任することを妨げない。
- 2 監事は、会長又は副会長を兼ねることができない。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 5 監事は、協議会の財務を監査し、定期的に監査報告を行う。

(議 事)

- 第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 協議会の議事は、委員のうち会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会 長の決するところによる。

(専門部会の設置)

- 第7条 協議会に専門部会を設置することができる。
- 2 専門部会は、第3条第1項第1号から第6号までに掲げる各団体が推薦する委員をもって 構成する。
- 3 専門部会の運営等については、専門部会設置運営要綱を別に定める。

(費用の負担)

- 第8条 協議会の運営等に要する経費については、協議会を構成する保険者が応分に負担する。
- 2 負担金については、協議会を運営していくための費用の運営費を均等割とし、事業活動に 使用する事業費を加入者割とし、協議会を構成する保険者から徴収を行う。
- 3 加入者割については、当該年度の4月末の加入者数をもって按分を行う。
- 4 負担金の納期については、当該年度の6月末までとする。

(会計年度)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わるものとする。

(事務局)

- 第10条 協議会の事務は、山梨県及び山梨県国民健康保険団体連合会が処理する。
- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第11条 この運営規程に定めるもののほか、協議会の運営その他庶務の分担に関する事項については、第3条第1項各号に掲げる委員間において協議する。

附目

- 1 この運営規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日制定の協議会運営規程は廃止する。

附 則 (平成30年6月25日)

(施行期日)

この規程は改正の日から施行する。

[一部改正]

附則

この規程は、平成31年3月14日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。